

会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度） 運営要領（案）

〔 令和3年9月15日 〕
〔 会計監査の在り方に関する懇談会申合せ 〕

（会計監査の在り方に関する懇談会の運営）

第1条 会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）（以下「会計監査在り方懇談会」という。）の議事の手続きその他会計監査在り方懇談会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（会計監査在り方懇談会の招集）

第2条 会計監査在り方懇談会は座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、情報通信機器を利用して会議を開催することができる。

3 座長は、会計監査在り方懇談会を招集すべき日時が決まり次第、座長が適当と認める方法により、遅滞なく公表する。

（議長）

第3条 座長は、会計監査在り方懇談会の議長となり、議事を整理する。

（意見の聴取）

第4条 座長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（会計監査在り方懇談会の非公開）

第5条 会計監査在り方懇談会は非公開とする。

2 前項に定めるもののほか、非公開に関し必要な事項は、座長が定める。

（議事要旨の作成及び公表）

第6条 会計監査在り方懇談会の議事要旨は、会議の都度作成し、公表するものとする。

（会計監査在り方懇談会の資料の公表）

第7条 会計監査在り方懇談会の資料は、公表するものとする。但し、座長が定める場合は、資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

（雑則）

第8条 この運営要領に定めるもののほか、会計監査在り方懇談会に関し必要な事項は、座長が定める。